

第27回まちづくり協議会のご報告

第27回まちづくり協議会

日時 令和8年7月25日（土）10:00～11:30
場所 ふれあいプラザさくら
参加人数 10名

川口市から、都市計画変更の報告がありました。
また、①今後の道路・公園の整備に関して ②今後の協議会活動について意見交換を行いました。

意見交換の主な内容①



落合公園の整備は、倉庫を移設し、景観的にも好ましく、また、公園としての利用価値が上がるようにしたい。



道路整備は、緊急車両の通行を可能にすることが最重要である。一般車両の通り抜けに関しては安全面の工夫が必要だろう。



公園や道路の整備に関して、関係課と調整しながら、協議会でも事前に意見を出せるようにしていきたい。

意見交換の主な内容②

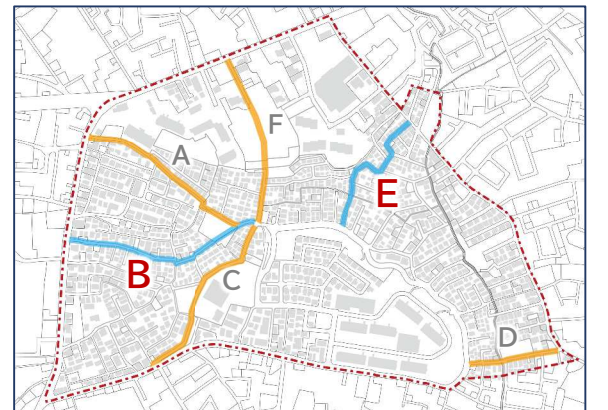
まちづくりの進捗状況に合わせ、協議会を開催し活動をしていきたい。



川口市からのお知らせ ～道路拡幅整備について～

川口市では、令和4年度より『住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）』【通称：密集事業】を開始し、地区の防災性及び住環境の向上に必要な道路の整備を進めています。

令和8年7月1日の都市計画変更により、主要区画道路B・E路線を区画道路1・2号に指定しました。建替え等の予定に合わせ道路拡幅を進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。



整備地区
主要区画道路【優先整備路線】
主要区画道路

【お問い合わせ先】

川口市 都市整備部 再開発課（第一本庁舎4階）
TEL: 048-229-5967（直通）FAX: 048-258-1609
桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会に参加希望の方はご連絡ください。

桜町のまちづくりの記録を市のホームページで紹介しています！

桜町まちづくり

検索

本号より、まちづくりニュースは環境保護の観点から紙資源削減のため、市ホームページでの掲載にてお届けしています。

桜町3・4丁目及び周辺地区

No. 32

まちづくりニュース



発行：桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会
事務局：川口市 都市整備部 再開発課

桜町3・4丁目及び周辺地区地区計画が策定されました

桜町3・4丁目及び周辺地区では、「緑豊かで住民が集え、安全・安心に暮らし続けられるまち」を目標に、地区の課題である密集市街地の改善に向けた検討を行っています。

令和6年に、まちづくり協議会が地区計画の提案書を市に提出しており、都市計画変更の手続きが進められていました。このたび、令和8年7月1日に、地区計画が策定されました。併せて、準防火地域の指定がされました。

地区計画パンフレットが完成しました

まちづくり協議会においても、地区計画パンフレットの構成について、意見交換を行いました。
内容については、中面に掲載しています。

川口市 都市計画課のホームページでご覧いただけます。

まちづくり協議会からの意見（一部抜粋）

- ・桜町のイメージに合わせたカラーで統一
- ・読みやすい字体を使い、全体的に統一感を持たせる
- ・白黒印刷でも、識別しやすい配色
- ・イラストを活用し、制限の内容を可視化

桜町3・4丁目及び周辺地区 地区計画

都市計画決定 令和8年7月1日

1 桜町3・4丁目及び周辺地区のまちづくりについて

本地区は、川口市の中央部、埼玉県秩父郡秩父市と接する約0.2kmにわたる地域です。地区内には密集市街地と大規模な住宅地が混在しており、防災性や住環境の向上が課題となっています。また、地区内には歴史的な建物や文化財があり、その保全と活用が求められています。本地区計画は、地区の課題を踏まえ、まちづくりの方向性を示すものです。

まちづくりの目標

年度	目標	達成に向けた取り組み
令和5年度～令和6年度	まちづくり協議会の発足（令和5年）	まちづくり協議会の発足（令和5年）
令和6年度	まちづくり協議会の発足（令和6年）	まちづくり協議会の発足（令和6年）
令和7年度～令和8年度	まちづくり協議会の発足（令和7年）	まちづくり協議会の発足（令和7年）
令和9年度～令和10年度	まちづくり協議会の発足（令和9年）	まちづくり協議会の発足（令和9年）
令和11年度～令和12年度	まちづくり協議会の発足（令和11年）	まちづくり協議会の発足（令和11年）
令和13年度～令和14年度	まちづくり協議会の発足（令和13年）	まちづくり協議会の発足（令和13年）
令和15年度～令和16年度	まちづくり協議会の発足（令和15年）	まちづくり協議会の発足（令和15年）
令和17年度～令和18年度	まちづくり協議会の発足（令和17年）	まちづくり協議会の発足（令和17年）
令和19年度～令和20年度	まちづくり協議会の発足（令和19年）	まちづくり協議会の発足（令和19年）
令和21年度～令和22年度	まちづくり協議会の発足（令和21年）	まちづくり協議会の発足（令和21年）
令和23年度～令和24年度	まちづくり協議会の発足（令和23年）	まちづくり協議会の発足（令和23年）
令和25年度～令和26年度	まちづくり協議会の発足（令和25年）	まちづくり協議会の発足（令和25年）
令和27年度～令和28年度	まちづくり協議会の発足（令和27年）	まちづくり協議会の発足（令和27年）
令和29年度～令和30年度	まちづくり協議会の発足（令和29年）	まちづくり協議会の発足（令和29年）
令和31年度～令和32年度	まちづくり協議会の発足（令和31年）	まちづくり協議会の発足（令和31年）
令和33年度～令和34年度	まちづくり協議会の発足（令和33年）	まちづくり協議会の発足（令和33年）
令和35年度～令和36年度	まちづくり協議会の発足（令和35年）	まちづくり協議会の発足（令和35年）
令和37年度～令和38年度	まちづくり協議会の発足（令和37年）	まちづくり協議会の発足（令和37年）
令和39年度～令和40年度	まちづくり協議会の発足（令和39年）	まちづくり協議会の発足（令和39年）
令和41年度～令和42年度	まちづくり協議会の発足（令和41年）	まちづくり協議会の発足（令和41年）
令和43年度～令和44年度	まちづくり協議会の発足（令和43年）	まちづくり協議会の発足（令和43年）
令和45年度～令和46年度	まちづくり協議会の発足（令和45年）	まちづくり協議会の発足（令和45年）
令和47年度～令和48年度	まちづくり協議会の発足（令和47年）	まちづくり協議会の発足（令和47年）
令和49年度～令和50年度	まちづくり協議会の発足（令和49年）	まちづくり協議会の発足（令和49年）
令和51年度～令和52年度	まちづくり協議会の発足（令和51年）	まちづくり協議会の発足（令和51年）
令和53年度～令和54年度	まちづくり協議会の発足（令和53年）	まちづくり協議会の発足（令和53年）
令和55年度～令和56年度	まちづくり協議会の発足（令和55年）	まちづくり協議会の発足（令和55年）
令和57年度～令和58年度	まちづくり協議会の発足（令和57年）	まちづくり協議会の発足（令和57年）
令和59年度～令和60年度	まちづくり協議会の発足（令和59年）	まちづくり協議会の発足（令和59年）
令和61年度～令和62年度	まちづくり協議会の発足（令和61年）	まちづくり協議会の発足（令和61年）
令和63年度～令和64年度	まちづくり協議会の発足（令和63年）	まちづくり協議会の発足（令和63年）
令和65年度～令和66年度	まちづくり協議会の発足（令和65年）	まちづくり協議会の発足（令和65年）
令和67年度～令和68年度	まちづくり協議会の発足（令和67年）	まちづくり協議会の発足（令和67年）
令和69年度～令和70年度	まちづくり協議会の発足（令和69年）	まちづくり協議会の発足（令和69年）
令和71年度～令和72年度	まちづくり協議会の発足（令和71年）	まちづくり協議会の発足（令和71年）
令和73年度～令和74年度	まちづくり協議会の発足（令和73年）	まちづくり協議会の発足（令和73年）
令和75年度～令和76年度	まちづくり協議会の発足（令和75年）	まちづくり協議会の発足（令和75年）
令和77年度～令和78年度	まちづくり協議会の発足（令和77年）	まちづくり協議会の発足（令和77年）
令和79年度～令和80年度	まちづくり協議会の発足（令和79年）	まちづくり協議会の発足（令和79年）
令和81年度～令和82年度	まちづくり協議会の発足（令和81年）	まちづくり協議会の発足（令和81年）
令和83年度～令和84年度	まちづくり協議会の発足（令和83年）	まちづくり協議会の発足（令和83年）
令和85年度～令和86年度	まちづくり協議会の発足（令和85年）	まちづくり協議会の発足（令和85年）
令和87年度～令和88年度	まちづくり協議会の発足（令和87年）	まちづくり協議会の発足（令和87年）
令和89年度～令和90年度	まちづくり協議会の発足（令和89年）	まちづくり協議会の発足（令和89年）
令和91年度～令和92年度	まちづくり協議会の発足（令和91年）	まちづくり協議会の発足（令和91年）
令和93年度～令和94年度	まちづくり協議会の発足（令和93年）	まちづくり協議会の発足（令和93年）
令和95年度～令和96年度	まちづくり協議会の発足（令和95年）	まちづくり協議会の発足（令和95年）
令和97年度～令和98年度	まちづくり協議会の発足（令和97年）	まちづくり協議会の発足（令和97年）
令和99年度～令和100年度	まちづくり協議会の発足（令和99年）	まちづくり協議会の発足（令和99年）

地区計画

地区計画の目標

「緑豊かで住民が集え、安全・安心に暮らし続けられるまち」

地区別の方針

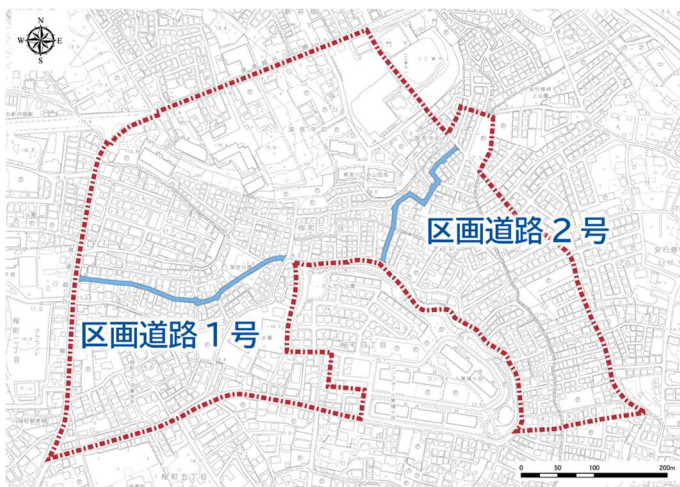
- A** 低層住宅を中心とした静かでゆとりある防災性の高い良好な住環境の維持・向上を図る。
- B** 低層の住宅・店舗が立地する利便性・防災性の高い良好な住環境の維持・向上を図る。
- C** 低・中層住宅を中心とした静かでゆとりある防災性の高い良好な住環境の維持・向上を図る。
- D** 周辺の住環境に配慮しつつ、幹線道路沿道に立地する利便性・防災性の高い良好な住環境の維持・向上を図る。

地区施設の整備の方針

災害時における緊急車両の通行及び円滑な消防活動のための空間を確保するとともに、消防活動困難区域の解消及び火災による延焼の遅延を図るため、区画道路を位置づける。

1 地区施設（道路）の指定

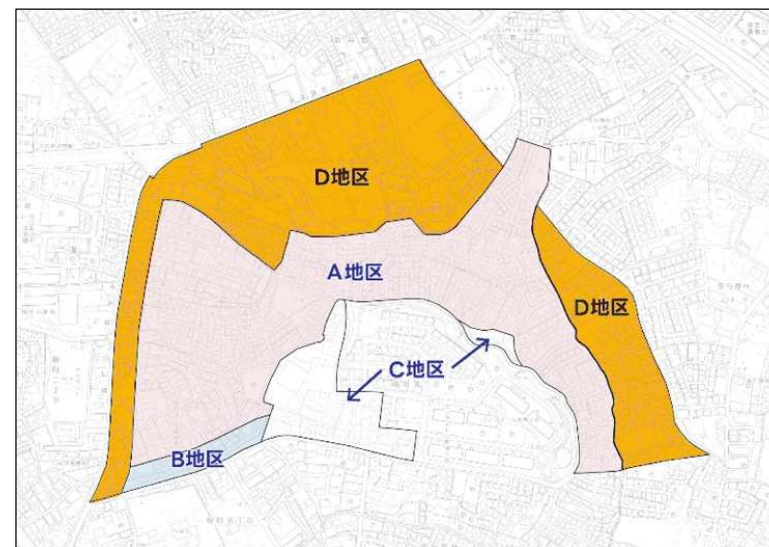
区画道路1号及び2号を地区施設（道路）に指定し、幅員6mの道路に拡幅します。



詳細に関しては再開発課までお問い合わせください。

2 建築物の容積率の最高限度

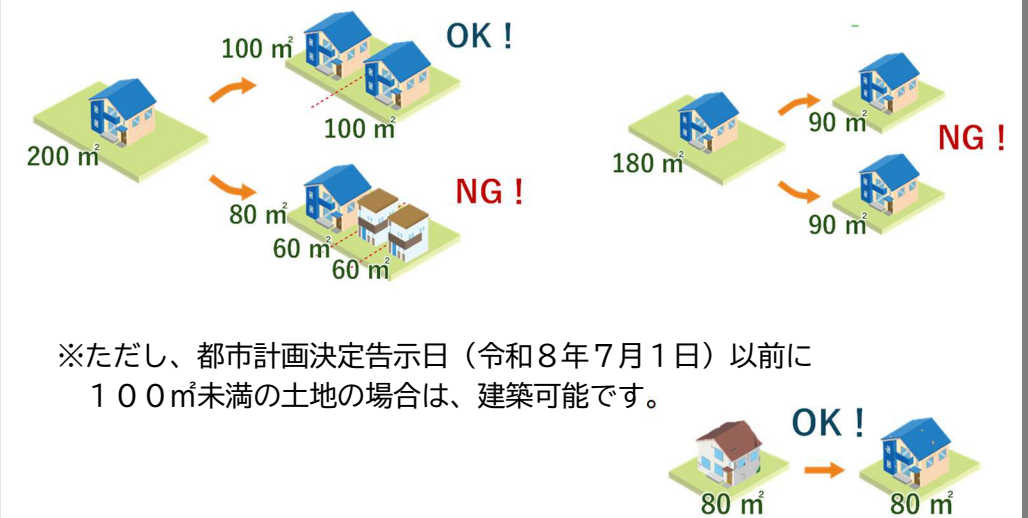
A地区・B地区の容積率の最高限度を120%に定めます。



地区	容積率の最高限度
A地区	120%
B地区	120%
C地区	-
D地区	-

3 建築物の敷地面積の最低限度

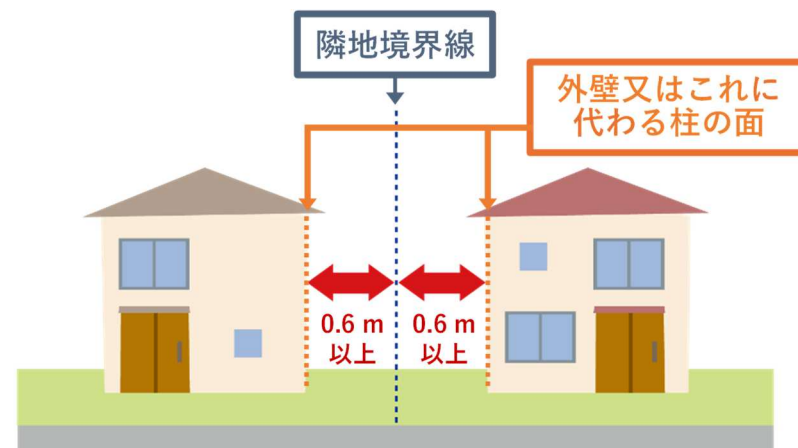
建築物の敷地面積の最低限度は100㎡とします。



※ただし、都市計画決定告示日（令和8年7月1日）以前に100㎡未満の土地の場合は、建築可能です。

4 壁面の位置の制限

建築物（建築物に附属する屋根・柱のみで構成される自動車車庫及び自転車駐輪場を除く）の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（水路・公園・広場等を除く。）までの距離は0.6m以上とします。



5 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

建築物等は、刺激的な色彩及び装飾を避け、周辺の環境に配慮したものとします。



建築物の色彩については、川口市景観計画に定める景観形成基準に準ずるものとしてください。

6 かき又はさくの構造の制限

道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は以下の制限が適用されます。※ただし、門柱、門扉等は除きます。

『生垣や軽量なフェンス等で作られたもので、敷地地盤面からの高さは1.5m以下のもの（基礎の高さは0.6m以下）』

「道路に面する」とは、地区施設に定めた道路の境界線に面する場合を含みます。

